

黒石市農業集落排水処理施設条例

平成9年3月21日

条例第10号

改正 平成12年3月21日条例第2号

平成15年3月18日条例第15号

平成19年3月23日条例第15号

平成23年3月15日条例第6号

平成26年3月19日条例第23号

令和元年6月29日条例第1号

令和元年12月20日条例第17号

令和3年12月15日条例第43号

令和4年3月23日条例第11号

令和5年6月27日条例第28号

令和5年12月15日条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、農業集落における生活環境の整備及び農業用用水の水質保全を図るため、黒石市農業集落排水処理施設（以下「排水施設」という。）を設置し、法令その他特別に定めるものを除くほか、排水施設の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び処理区域)

第2条 排水施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	施設の位置	処理区域
黒石市大川原地区農業集落排水処理施設	黒石市大字南中野字黒森下66番地4	黒石市大字大川原の一部 黒石市大字南中野の一部

(供用開始の告示等)

第3条 市長は、排水施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日、区域その他必要な事項を告示しなければならない。

2 前項の規定は、同項の規定により告示された事項を変更しようとする場合についてこれを準用する。

(排水設備の設置義務)

第4条 処理区域内の建築物の所有者、利用者又は占有者は、排水施設の供用開始後速やかに排水設備を設置し、汚水を排水施設に排除するよう努めなければならない。

(排水設備の構造基準)

第5条 排水設備及びこれらに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）を設置しようとするときは、次に掲げるところによらなければならない。

(1) 排水設備に汚水を流入させるために設ける排水設備は、排水施設のます（以下「公共ます」という。）に固着させること。

(2) 排水設備等を公共ますに固着させるときは、排水施設の機能を妨げ、又は損傷するおそれのない箇所及び工事の方法を選ぶこと。

(悪質汚水排除の制限)

第6条 使用者は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第9条第1項に規定する水質の汚水を継続して排除するときは、除害施設を設け、又は市長の指定する措置をしなければならない。

(新設等の申請)

第7条 排水設備等の新設若しくは増設又は改築(以下「新設等」という。)をしようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その確認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請により、市長が必要と認めるときは、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第12条の9第3項の通知をした旨の誓約書又は利害関係人の承諾書の提出を求めることができる。

3 第1項の規定は、同項の規定により確認を受けた事項を変更しようとする場合についてこれを準用する。

(新設等の工事)

第8条 排水設備等の新設等の工事は、黒石市公共下水道条例(昭和63年黒石市条例第25号)第6条第1項の規定による指定工事業者でなければ施工してはならない。

(工事の検査)

第9条 前条の指定工事業者は、排水設備等の新設等の工事が完成した場合は、完成の日から5日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査に合格した場合は、検査済証及び標識を交付する。

(使用開始等の届出)

第10条 排水施設の使用者(以下「使用者」という。)は、排水施設の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止してその使用を再開しようとするときは、遅滞なくその旨を市長に届けなければならない。

2 前項の規定は、使用者の名義を変更した場合についてこれを準用する。

(排除汚水量の認定)

第11条 使用者が排除した汚水量の認定は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 黒石市上下水道事業の設置等に関する条例(令和5年黒石市条例第41号)による浄水(以下「水道水」という。)を使用したときは、その使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水を使用したときは、その使用水量とし、使用水量は使用者の使用態様を勘案して、規則で定めるところにより市長が認定する。
- (3) 水道水と水道水以外の水を併用したときは、水道水の使用水量に前号の規定により認定した使用水量を合算したものとする。

(使用料の徴収)

第12条 排水施設使用料(以下「使用料」という。)は、使用者から毎月徴収する。

(令4条例11・一部改正)

(使用料)

第13条 使用料は、基本使用料と従量使用料との合計額に100分の110を乗じて得た額とし、基本使用料と従量使用料は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定する。

用途区分	基本使用料	排除汚水量の区分 (立方メートル)	従量使用料 (1立方メートルにつき)
------	-------	----------------------	-----------------------

一般用	10立方メートルまで 1,838円	10を超え30以下の部分	184円
		30を超え50以下の部分	221円
		50を超え150以下の部分	264円
		150を超える部分	300円

2 前項の使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(使用料の徴収方法)

第14条 市長は、毎月、納入通知書、口座振替その他の方法により当該月分の使用料を徴収する。

2 排水施設の使用を休止し、又は廃止したときは、その都度これを徴収することができる。

3 使用料の算定期間は、黒石市給水条例（平成9年黒石市条例第56号。以下「給水条例」という。）第24条第1項に規定する料金算定期間とする。

4 使用者が、前項の規定による算定期間の中で排水施設の使用を開始し、中止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの基本使用料は、1月分とみなして算定する。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

5 給水条例第25条第1項第3号の規定により認定した水道水の使用水量を排除汚水量として算定した使用料は、当該認定期間の排除汚水量を各月均等とみなし、当該事由が消滅した日の属する月の翌月までに、規則で定めるところにより精算するものとする。

(使用料の還付等)

第14条の2 使用料納付後の当該使用料又は前条第5項の規定による精算前の使用料に増減が生じたときは、その差額を追徴し、又は還付する。

2 市長は、納付者から申出があったときは、還付すべき額を次回以降徴収の使用料に充当することができる。

(使用料等の減免)

第15条 市長は、公益上の必要、災害その他特別の理由があると認めるときは、使用料、手数料又は延滞金を減額し、又は免除することができる。

(督促)

第15条の2 市長は、使用料が納期限までに納入されないときは、納期限後20日以内に督促状を発するものとする。

2 前項の督促状に指定すべき納入の期限は、その発付の日から10日以内とする。

(督促手数料及び延滞金の徴収)

第16条 前条の規定により発した督促状に係る督促手数料及び延滞金については、黒石市税外諸収入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例（昭和30年黒石市条例第34号）の規定を適用する。

(資料の提出)

第17条 市長は、使用料を算出するために必要と認めるときは、使用者に必要な資料を提出させることができる。

(手数料)

第18条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める手数料を徴収する。

(1) 第9条第1項に規定する排水設備等の工事の検査を受けようとするとき 1件につき3,000円

(2) 使用料の納付その他の証明書の発行を受けようとするとき 1件につき300円

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

(過料)

第19条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料の徴収を免れた者は、当該徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

2 次に掲げる者については、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条又は第6条の規定に違反した者

(2) 第7条の確認を受けないで、排水設備等の新設等をした者

(3) 第8条の規定に違反して排水設備等の工事を実施した者

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月18日条例第15号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条第1項の規定は、平成19年8月分として徴収する使用料から適用し、同年7月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月15日条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第13条第1項の規定は、平成23年8月分として徴収する使用料から適用し、同年7月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月19日条例第23号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第13条第1項の規定は、平成26年5月分として徴収する使用料から適用し、同年4月分までの使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第19条第2項の規定は、この条例の施行日以後の行為から適用し、施行日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月29日条例第1号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
(黒石市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 5 第10条の規定による改正後の黒石市農業集落排水処理施設条例第13条第1項の規定は、令和元年11月分として徴収する使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月20日条例第17号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
(黒石市農業集落排水処理施設条例の一部改正)
- 10 黒石市農業集落排水処理施設条例（平成9年黒石市条例第10号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則（令和3年12月15日条例第43号）抄
(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日条例第11号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年6月27日条例第28号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年12月15日条例第41号）抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。